

財 関 第 7 3 6 号
令和 8 年 6 月 30 日

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 寺岡 光博

関税法基本通達等の一部改正について

関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）等の一部を下記のとおり改正し、令和8年7月1日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

- 第1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。
別紙1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。
- 第2 石油類等の数量確認にレベル計を使用する場合の取扱いについて（平成4年6月9日蔵関第545号）の一部を次のように改正する。
別紙2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。
- 第3 知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について（平成19年6月15日財関第802号）の一部を次のように改正する。
別紙3「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。